

第一回参議院労働委員会會議録第九号

付託事件

○職業安定法案(内閣送付)
○労働基準法の適用除外規定設定に関する陳情(第二百五十二号)

○失業手当法案(内閣送付)
○企業再建整備その他に関する陳情(第三百四十三号)
○労働基準法第四十條の特例に関する陳情(第三百四十四号)

昭和二十二年九月三十日(火曜日)
午後一時二十九分開会

本日の會議に付した事件

○失業保険法案
○失業手当法案

○理事(堀末治君) それではこれから委員会を開催いたします。政府委員の一通りの御説明が終つた次第でありますから、御質問に移りたいと思ひます。

○政府委員(上山顯君) 先般大臣から保険法手当法の提案理由を御説明いたしました。尙私から補充いたしました主な條項についての御説明をいたしたわけでございますが、尙そのとき申し上げませんでしたこと、大体これ以上あります。保険の経費がどのくらい掛かりますかという概算を申し上げます。それです。

それです。先ずこの平年度につきまして、即ち普通の年につきましてのこと、を申し上げます。その前に被保険者の概算を申し上げたいと思ひます。被保険者の概算をいた

第八部 労働委員会會議録第九号

昭和二十二年九月三十日【参議院】

しましては、先だつても申し上げましたように、被保険者の範囲は一應この法律では官吏公吏等も含むことになりました。但し官吏公吏等につきましては、離職の場合に給與いたします諸給與の内容が、この失業保険の内容と同じ程度以上であります場合には、これを被保険者といふべきではないかと相成つておるわけでございます。それで大体の私たちの考えをいたしましては、官吏公吏につきましては、これらの退職時の給與を改めまして、最少限度失業保険法の給與と實質上同程度以上のものにならして、この保険から除外したいと思ひます。

その数を一應申し上げまして御参考に供したいと思ひます。保険の被保険者は、民間だけで約四百七十万の予定でございます。それに國並に公共団体の現業、即ち鉄道、通信でございますとか、専賣局等でございますが、そういう現業の数が、公共団体を通じまして約百二十万でございます。概算でございます。それから現業以外の官吏、公共団体職員が約八十万でございます。但しこの中には教育関係の職員が入つておられません。即ち民間のものが四百七十万、現業が百二十万、現業以外が八十万ということでございます。全部合計いたしますと六百七十万ということに相成るわけでござい

ます。それから船員につきましては、この間御説明いたしましたように、この失業保険法適用からは除外することになつております。その数を御参考までに

申し上げますと、十四万でございます。それで経費の概算をいたしましては、一應國、公共団体のものを含めません民間だけのものについて御説明いたしたいと思ひます。

そういういたしますと、被保険者の数は今申しましたように四百七十万でございます。それから失業者がどのくらい出るかという問題は、これは一番むずかしい問題でございます。それでいろいろの数字なり、又私たちがこの行政に携つての経験等からしまして、一應被保険者の中でいつもその十%に當るものが失業者として存在をしております。即ち四十七万がいつもおります失業者の数字ということになります。

それで、これは一年間にどれだけの離職者が出るかという数字とは違つたのでございまして、仮に一年間に何と何と離職者を出すとしましては、百万以上でございまして、それが又外の場所へ就職をするというふうなことになる。結局四百七十万という被保険者であつた者の中で、失業者である者は四十七万、かような数字に想定をいたしておるわけでござい

ます。ところが、そういう失業者になりまして、六ヶ月未満しか勤めていなくて、未だ支給資格者としての資格期間を満了してないという人もござい

ました。いろいろな給付の制限の規定がありますし、それから本人が全然安定所へ出頭して参らんとするやうな者もあつて、そういういろいろな数字を、これもなかなかどの程度になるかというとはむずかしいのでござい

ますが、概算をいたしまして失業者予定額四十七万の約半数はそういう支給されない人だらう。即ち半数だけがいつも支給されておる人だらう、こういう仮定をいたしまして受給者の予定数を二十三万五千と抑えております。

それからもう一つは標準報酬でございますが、これも賃金がどのようになつておるかによりますが、一應只今千八百円ベースといふことをいつておるわけで、標準報酬月額平均が千八百円になると仮定いたします。

それから給付の月額は、原則はそれの百分の六十でございまして、下の方は百分の八十まで上げることができるとござい

ます。その外に事務費が仮に給付金の一割ということを見込みますと、約三億ということになりまして、國庫負担は総額で十四億二千八百万円、かような数字でござい

ます。これが民間のものだけを対象にいたしました場合の國の負担額でございます。官吏、公共団体は先刻申し上げましたように、實質上失業保険と同じような内容の給與を離職時に支給するやうな方法を別に考えまして、失業保険の被

保険者からは除きたいと思ひますが、仮にそれも全部被保険者といふに被保険者の数は六百七十万ということでありまして、そういう場合には前と同じやうな方法で計算をいたしますと、給付支給の総額は四十八億二千四百万円となります。それで國の負担といたしましては給付総額の三分の一として十六億八千万円という金額が負担額となつて参ります。それから事務費といたしまして四億八千万円というものになり

ます。その外に、この場合には、國として國に使用しておりますもの、の事業主の立場での保険料とい

ものを負担しなければなりません。それが官公吏二百万の中、官吏が、國に使用されますものが百五十万、それに對する保険料に相当する額が三億六千万円、それで全部を含めましての國の負担額は二十四億一千八百万円、かように相成つております。これが平年度即ち普通の場合の一年間の保険料総額なり、國の負担額でございます。

それで昭和二十二年、今年の問題といたしましては、仮に十月一日から実施するといまして、あと六ヶ月余りござりますが、保険料といましては、今申しましたような割合での、結局半年分の保険料が収入として入るわけでございます。ところが、歳出の方では、厳格な意味での失業保険金は、今年はまだ資格期間の六ヶ月というのが完了しておりませんので、保険給付は本年はまだ始まらないのでありまして、それに代りまして、先だつて申します通りに、失業手当金を支給するわけでございます。その手当金といたしましては、御承知のように待期が一月ございますので、大体五ヶ月分ということになりまして、さうように考えますと、失業手当金としまして支給すべき金額は十億に足りない金になるのでございます。

本年度といましては、失業者がどの程度出ますかとはつきりしないわけでございますが、いわば安全を見込みまして、予備に相当の金を残す考えでございます。結局総額としまして、船員関係のものを含めまして、十五億ということは一應関係では決めておりますが、そのうち船員関係約四千五百万円が十五億の中から控除されるということになります。但し昭和二十

二年度の分につきましては、まだ予算案といしまして関係方面にいろいろ折衝中でございますので、最後的には未だ決定を見ていない次第でございます。大体といましてはそのような数字で只今進行いたしております。

○理事(堀末治君) いかげでございます。本会議のベルがなりましたから、それでは本日はこの程度で散会したいと思います。

(異議なしと呼ぶ者あり)
○理事(堀末治君) ではこれにて散会いたします。

午後一時四十六分散会
出席者は左の通り。
理事

- 堀末治君
- 栗山良夫君
- 千葉信君
- 荒井八郎君
- 平岡市三君
- 紅露みつ君
- 深川タメ君
- 奥むのお君
- 竹下豊次君
- 早川慎一君
- 堀井伊介君
- 藤原六郎君
- 中野重治君

- 政府委員 労働事務官 上山 顯君
- (職業安定局長) 労働委員 山田 顯君

九月二十七日日本委員会に左の事件を付託された。
一、企業再建整備その他に関する陳情 (第三百四十三号)
一、労働基準法第四十條の特例に関する

る陳情(第三百四十四号)

(陳第三百四十三号) 昭和二十二年八月二十八日
企業再建整備その他に関する陳情
東京都中央区日本橋室町一丁目七番地企業整備労働者大会議長 竹田春信

企業再建整備法は企業経営を健全化するための擬制資本打切りが主目的であるべきであるが、特別損失負担の順序の債権保護の方法になつてゐるために擬制資本が全く温存され且金庫資本の支配を強化することになる。本来擬制資本は債権が優先に負担すべきものであるから負担順序を(イ)債権(ロ)資本金(ハ)積立金(ニ)評價益に改め又労組の発言権を確保されたいとの陳情。
(陳第三百四十四号) 昭和二十二年八月二十八日

労働基準法第四十條の特例に関する陳情
東京都千代田区丸の内三ノ四社団法人日本鉄道会長 村上義一外八名

鉄道事業に労働八時間制が、例外なく実施されると(一)徒に従業員の勤務交替回数即ち事務引継回数が多からしめ事故発生の原因となる(二)従業員の通勤回数が多くなつて休養時間に重大な支障を来すのは勿論(三)八時間制に對應するため人員の増加は必至で延いては経費の増大を來し結局経営難のため運轉回数の減少、運轉休止等の状態を來すこととなり單に業者のみならず國民全体に重大なる影響を與えることになるから、労働基準法第四十條の施行規則に特例を設けられたいとの陳情。